

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)に基づき、次のとおり公表します。

法人名 国立大学法人鹿屋体育大学

令和 元 年10月 1 日現在

役 職	氏 名	就 任 年 月 日	経 歴
学 長	松下 雅雄	平成28年8月1日	昭和52年 1月 筑波大学体育センター文部技官 昭和62年 4月 鹿屋体育大学体育学部助手 平成 3年 4月 鹿屋体育大学海洋スポーツセンター助教授 平成 7年 4月 鹿屋体育大学(兼)海洋スポーツセンター長 平成11年 1月 鹿屋体育大学海洋スポーツセンター教授 平成14年 8月 鹿屋体育大学副学長 平成16年 4月 国立大学法人鹿屋体育大学理事・副学長 平成16年 8月 国立大学法人鹿屋体育大学海洋スポーツセンター教授 (兼)アドミッションセンター長 平成18年 8月 国立大学法人鹿屋体育大学理事・副学長 平成26年 4月 国立大学法人鹿屋体育大学(兼)附属図書館長事務取扱 平成26年 7月 国立大学法人鹿屋体育大学任期満了退職 平成26年 8月 国立大学法人鹿屋体育大学名誉教授
理 事	石田 和彦	平成29年4月1日	昭和53年 4月 大学入試センター採用 昭和59年 6月 文部省体育局学校保健課 昭和63年 4月 文部省体育局体育課 平成 3年 1月 日本体育・学校健康センタースポーツ振興基金部管理課 平成 3年 4月 日本体育・学校健康センタースポーツ振興基金部助成課 平成 4年 4月 文部科学省体育局生涯スポーツ課 平成 7年 4月 文部科学省体育局競技スポーツ課 平成10年 4月 文部科学省体育局体育課 平成11年 4月 宮崎大学経理部主計課長 平成12年 8月 日本体育・学校健康センタースポーツ振興投票部企画事業課長 平成13年 4月 日本体育・学校健康センタースポーツ振興投票部企画運営課長 平成14年 4月 日本体育・学校健康センタースポーツ振興投票部振興事業課長 平成15年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興投票部振興事業課長 平成15年11月 文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課課長補佐 平成16年 4月 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐 平成18年 4月 文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課課長補佐 平成20年 4月 国立大学法人信州大学財務部長 平成22年 4月 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業部スポーツ振興推進役 平成24年 4月 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業部長 平成25年 4月 国立大学法人山口大学財務部長 平成27年 4月 文部科学省大臣官房付 平成27年 7月 公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会総務局長 平成28年 3月 文部科学省退職(役員出向)
監 事 (非常勤)	緒方 直人	平成26年4月1日	昭和46年 4月 九州大学法学部助手(昭和47年3月まで) 昭和49年 4月 岡山大学教養部講師 昭和53年 6月 岡山大学教養部助教授 昭和58年10月 鹿児島大学法文学部助教授 平成 元年10月 鹿児島大学法文学部教授 平成 9年 4月 鹿児島大学法文学部法政策学科長(平成11年3月まで) 平成16年 4月 国立大学法人鹿児島大学大学院司法政策研究科長(平成20年3月まで) (国立大学法人鹿児島大学大学院司法政策研究科教授) 平成24年 3月 定年退職 平成24年 4月 国立大学法人鹿児島大学名誉教授

〈参考〉

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)Ⅲ-4-(2)(抄)

ニ 各独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)Ⅱ-3-(2)-⑥(抄)

ア 各独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)6(抄)

(4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。